

さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（素案）概要版

1 計画の位置づけ

総合振興計画基本計画

- 重点戦略 **魅力1** 首都圏有数の自然と環境への先進的な取組
 戦術1 先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造
- 再生可能エネルギーなどの導入を積極的に促進し、地域内での電力の地産地消と自立・分散型エネルギーシステムを構築するなど、持続可能なエネルギーを確保することや、次世代自動車・スマートエネルギー特区に関するこれまでの実績や取組を生かして、脱炭素なライフスタイルを実践する「環境未来都市」の実現を目指す

関連計画との整合

- 都市計画マスタープラン
- 緑の基本計画
- 見沼田圃基本計画
- 農業振興ビジョン
- 産業振興ビジョン
- 一般廃棄物処理基本計画など

さいたま市環境基本計画

- 市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定

さいたま市地球温暖化対策実行計画
 （区域施策編）
 令和3年3月策定
 （令和3年度～令和12年度）

さいたま水と生き物プラン
 令和3年3月策定
 （令和3年度～令和12年度）

今回の対象改定計画

さいたま市地球温暖化対策実行計画
 （事務事業編）
 令和3年3月策定
 （令和3年度～令和12年度）
 ※市役所の事務及び事業に特化

ゼロカーボンシティ推進戦略※
 【区域施策編の重点戦略】
 令和4年3月策定
 （令和4年度～令和12年度）
 ※「再生可能エネルギー」に特化

※今回の改定に合わせ区域施策編に統合

2 区域施策編の改定目的

ポイント① 現状算定式の見直し、新たに温室効果ガス削減率の目標値を設定する

- 国の温対法の改正、地域脱炭素ロードマップ（2030年温室効果ガス排出削減目標を2013年度比46%、さらに50%減の高みに向けて挑戦する）を踏まえ、本市の目標値（現状35%以上を目標）を再検討する。

ポイント② 国の法改正を踏まえ、促進区域を設定する

- 「温対法」の改正により、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされていることから、検討を行う。
- 市町村から認定を受けた事業については、促進区域内における関係法令の事務ワンストップ化等の特例を受けられる。

ポイント③ 既存計画を統合した上で、異常気象や社会情勢を踏まえた計画とする

- 2022年3月 さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の重点施策の主となる「ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定したところだが、再生可能エネルギーに特化した本計画を踏まえた上で、目標値が本計画改定より数字が低く、不整合となるため統合するものとする。
- 新たに気候変動により既に生じている危機に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」についての考え方を記載する。

3 ポイント① 算定方式の見直し

<現在の算定方式>

- 国の算定方式（複数の算定方法有）に基づいて、各市の実情に沿って算定。
- さいたま市の算定方式は、業務部門などで2013年度の基準年の統計データを使用。
- 最新の統計データではないため、最新の社会情勢等や正確な数字が反映されていない。

<今後の算定方式>

- 埼玉県環境科学国際センターで、現状を把握するため、埼玉県及び県内63市町村の温室効果ガス排出量を算定し、結果を公表している。
- 県から本市に上記データを活用するよう要望有。
- データ集計等の事務の削減が見込まれるだけでなく、県内比較や、データの透明性が確保できるため、今後活用していく。

<新算定方式に基づいた分析>

単位：万t-CO₂

項目	部門	2013年度	2030年度	2030年度排出見込量			2030年度			
		基準年度	現状趨勢排出量	現状推移（Ⅰ）	省エネ取組等（Ⅱ）	再エネ導入（Ⅲ）	増減量の合計（Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ）	対策ケース排出量	2013比部門別増減率	
二酸化炭素	エネルギー起源	産業	84.3	64.6	▲19.7	▲22.8	▲1.5	▲44.0	40.3	▲52%
		業務	258.2	185.1	▲73.1	▲71.6	▲10.5	▲155.2	103.0	▲60%
		家庭	213.7	175.8	▲37.9	▲72.0	▲3.7	▲113.6	100.1	▲53%
		運輸	143.5	123.3	▲20.2	▲36.9	▲6.8	▲63.9	79.6	▲45%
		合計	699.6	548.8	▲150.9	▲203.3	▲22.5	▲376.6	323.0	▲54%
	非I _ネ	廃棄物	32.0	28.0	▲4.0	▲8.6		▲12.5	19.4	▲39%
	吸収源	-	▲0.06	▲0.0			▲0.06	▲0.06		
その他ガス	6ガス	35.8	58.6	22.9	▲23.8		▲0.9	34.9	▲3%	
合計		767.4	635.4	▲132.0	▲235.7	▲22.5	▲390.1	377.3	▲51%	
2013年度比増減率		-	▲17.2%	▲17.2%	▲31.0%	▲2.9%	▲51.1%	▲51.1%		

※端数処理の関係により値が一致しない場合がある。

	省エネ取組等（Ⅱ）	再エネ導入（Ⅲ）
内容	① 脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業による削減効果（省エネ分） ② 環境省公表マニュアルによる電力排出係数の見直しによる削減効果 ③ 環境省公表マニュアルによる削減量の根拠を基にさいたま市の実情に基づき、機械的に算出	① 脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業による削減効果（再エネ分） ② 事務事業編による再エネ電力調達の取組により、削減 ③ 事業者の事業計画の聞き取りや問い合わせ分を加味
増減率	① ▲0.3% ② ▲18.0% ③ ▲12.7%	① ▲1.0% ② ▲0.5% ③ ▲1.4%
①+②+③=	▲31.0%	▲2.9%

2030年度までに約390.1万t-CO₂の削減を見込み、
 2013年度比**51%削減**に目標を変更する（現計画35%以上）

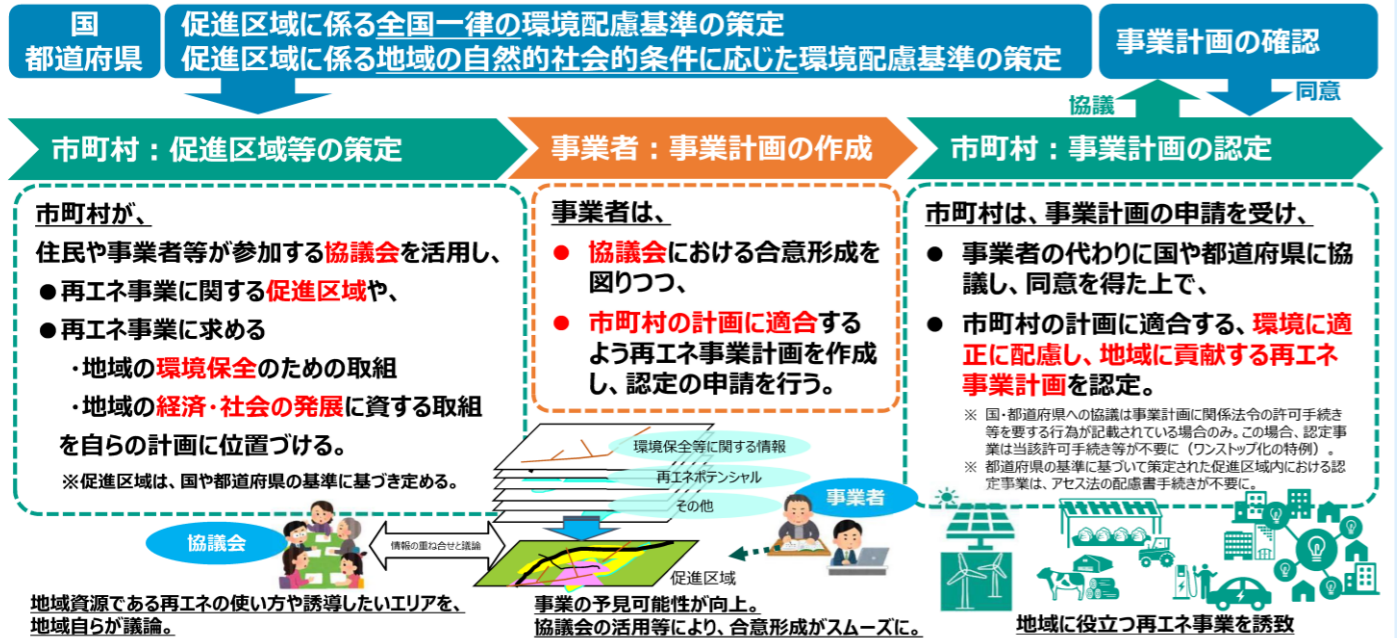
目指すべき将来像（将来目標）として **2050年度温室効果ガス排出実質ゼロを目指す**

さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（素案）概要版

4 ポイント② 促進区域の検討

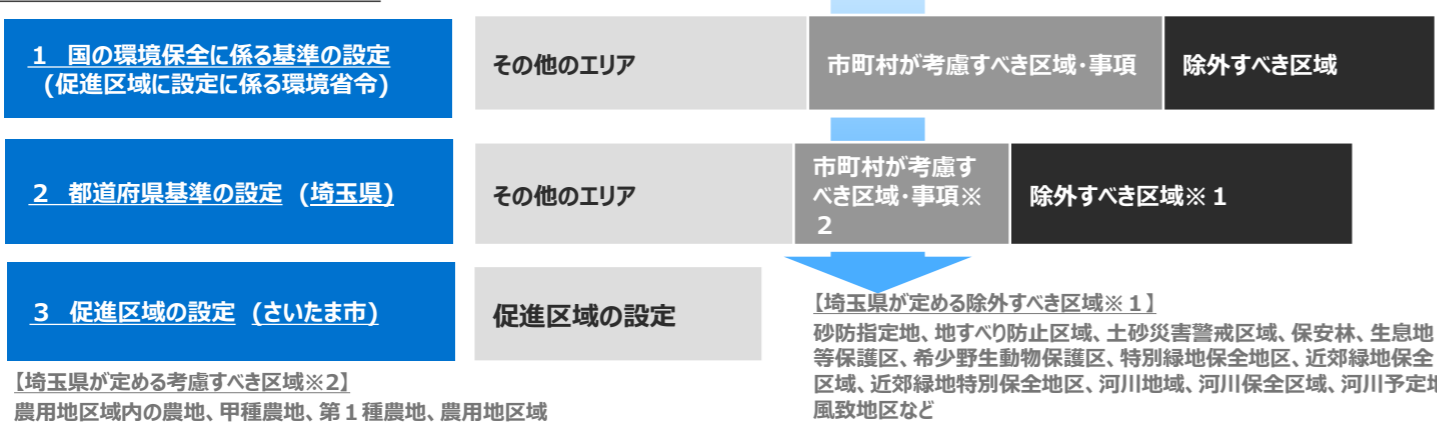
- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再エネ促進区域や、再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ図



▲国交省HP抜粋

【促進区域設定の考え方】



埼玉県の除外すべき区域・考慮すべき区域を除いた上で、本市の促進区域の考え方について以下のとおり整理する。

【国の動き(追加インセンティブ等の検討を開始)】

- 令和5年7月時点で12市町村が促進区域を設定している(政令市は福岡市のみ)が、他の自治体の導入が進まない背景として、インセンティブが弱いことが挙げられている
 ⇒事業者として、手続きのワンストップ化がメリットとなっているが、書類作成手続等はほぼ不変。
 - 環境省で追加インセンティブの検討について報道有
 ⇒地方公共団体実行計画制度等に関する検討会にて促進区域に係る課題等を令和5年8月に公表
- ☞ 今後制度の見直しが考えられるため、広域的なゾーニングではなく、本市のまちづくりの方針等を踏まえ、ピンポイントのエリア設定を検討

【まちづくりとの整合】

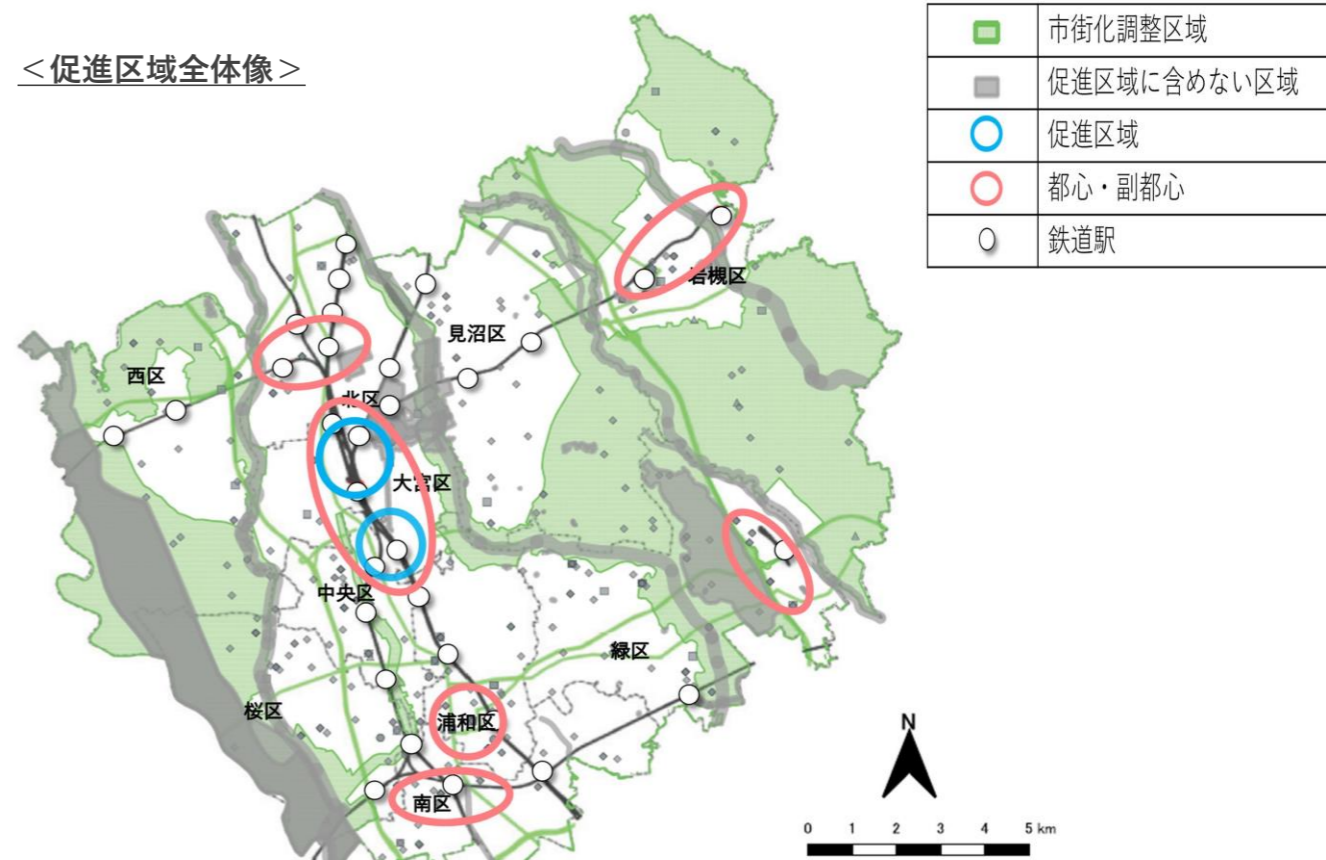
- 大宮駅グランドセントラルステーション化構想など進めていく上で、市街地再開発事業については公費を投入することから、公共貢献として脱炭素化の取組を求めていくべきであり、市民意見や事業者アンケートの結果でも大宮駅・さいたま新都心駅周辺の要望が多い。
- 現在改定中のさいたま新都心将来ビジョンでは、「みどりと都市が共生する、居心地よく、ゼロカーボンを牽引するまち」として定める方針であり、ゼロカーボンシティの実現を進めていく方向性が示されていることから、促進区域に設定する方向性が望ましい。

【環境保全】

- 市街化調整区域については、生物多様性の観点から慎重に再生可能エネルギーの導入を検討するべきであり、促進区域として指定することは適切ではない。

- 今回の改定では、まちづくりの方向性と合致する**大宮・さいたま新都心を中心に定めていくことを基本方針**として、詳細な内容については市民周知と併せて今後検討していくものとし、国の動向を注視し、令和6年度下半期または令和7年度の運用開始を目指していきたい。

<促進区域全体像>



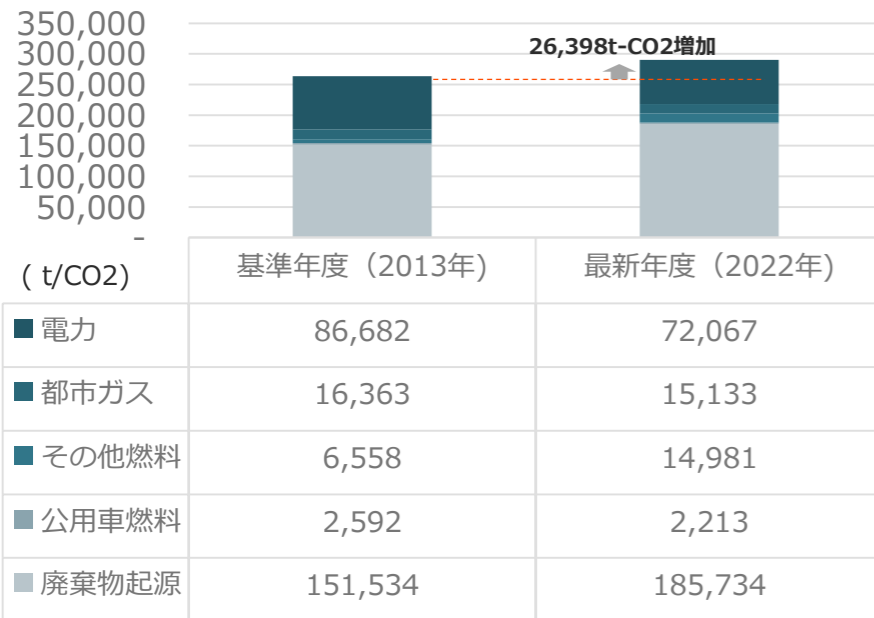
5 ポイント③ 「適応」についての考え方を記載

- 気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされている。
- 平成30(2018)年に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的仕組みが整備された。都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定等が努力義務とされ、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への「適応策」が求められている。
- 本市の既存事業を新たに適応事業として分類し、危険度判定を加え、市への重要な影響度としては、「暑熱」の死亡リスク、熱中症、「河川」の洪水、内水、土石流、地すべり、「農業」の水稲、農業生産基盤を重要な危険度として記載する。

さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（素案）概要版

6 事務事業編の現状分析

- 事務事業編は公共施設の電力やガスの使用、ごみの焼却によるものなどが対象。現状把握のため、令和4（2022）年度の実績、事務事業編の特徴及び国の動向を整理



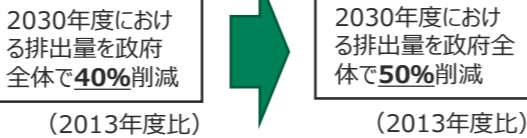
基準年度排出量 （2013年度）	2022年度排出量
263,730 t-CO2	290,128 t-CO2

10%増加

【現状分析】

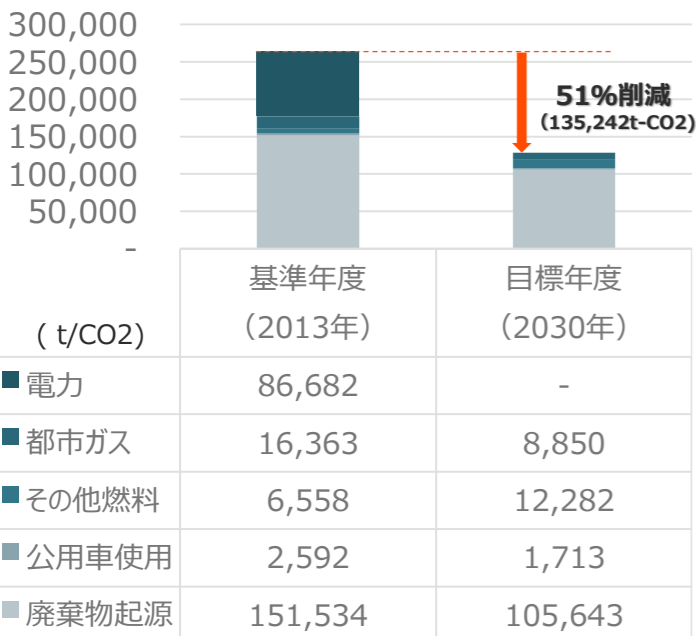
電力使用に伴うCO₂が約30%、廃棄物起源CO₂が約60%となっており、合計で90%を超えていることから、これらのCO₂について削減を進めていくことが効果的である。
 なお、廃棄物起源CO₂については市民のごみ排出状況等に依存するため、区域施策編と連携した取組が必要である。

【国の改定内容】



7 事務事業編の目標

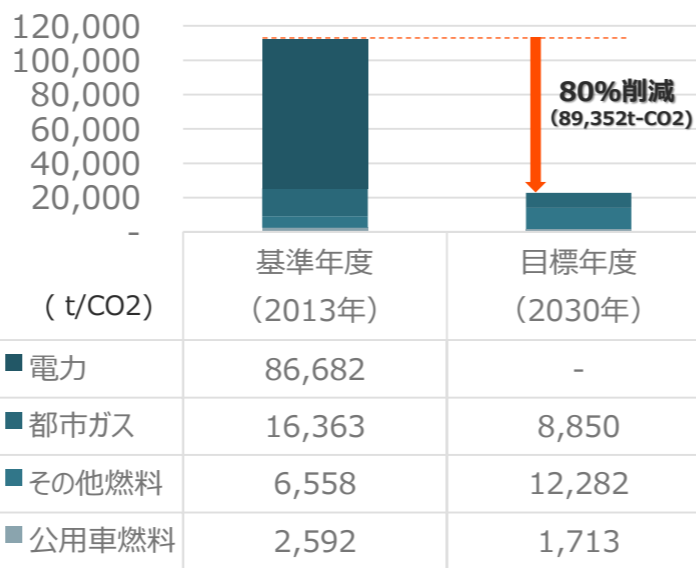
【事務事業全体の削減目標】



2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
 2013年度比 **51%以上**
 （改定前41%以上）

左表のうち【エネルギー起源CO2の削減目標】

※ 廃棄物（ごみ）起源の温室効果ガスを除いた目標



2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
 2013年度比 **80%以上**
 （改定により新規に設定）

8 目標達成に向けた新たな取組

再エネ導入の促進

太陽光発電設備の設置については引続き実施していくとともに、再生可能エネルギー由来の電力（再エネ電力）の調達を進めていく。

省エネ化の促進

公共施設の省エネ化を促進するため、公共施設の整備方針を見直し、省エネ設備の導入を組織的かつ計画的に進めていく。

「電力使用に伴うCO₂排出実質0」を目指す

9 改定の全体像

事務事業編

再エネ電力調達方針

2030年度までに**公共施設の60%以上の電力を再エネ化**するための全庁的な調達方針を新たに策定



2030年度事務事業編削減目標

CO₂排出量
 2013年度比
51%削減達成

「電力使用に伴うCO₂排出実質0」を実現

環境配慮型公共施設整備方針

公共施設の省エネ化を促進するため、**新施設等の事前協議制度**や既存施設への**省エネ診断の実施**について新たに規定



区域施策編

一般廃棄物処理基本計画との連携により**ごみの削減やプラスチックの分別等の取組を促進**

事務事業編の削減に寄与

10 スケジュール

	令和5年度（2023年度）						令和6年度（2024年度）											
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
区域施策編	素案作成			パブコメ			策定			運用開始 ※促進区域は令和6年度下半期又は令和7年度開始								
事務事業編	素案作成			パブコメ			策定			運用開始								
環境審議会	審議		答申															